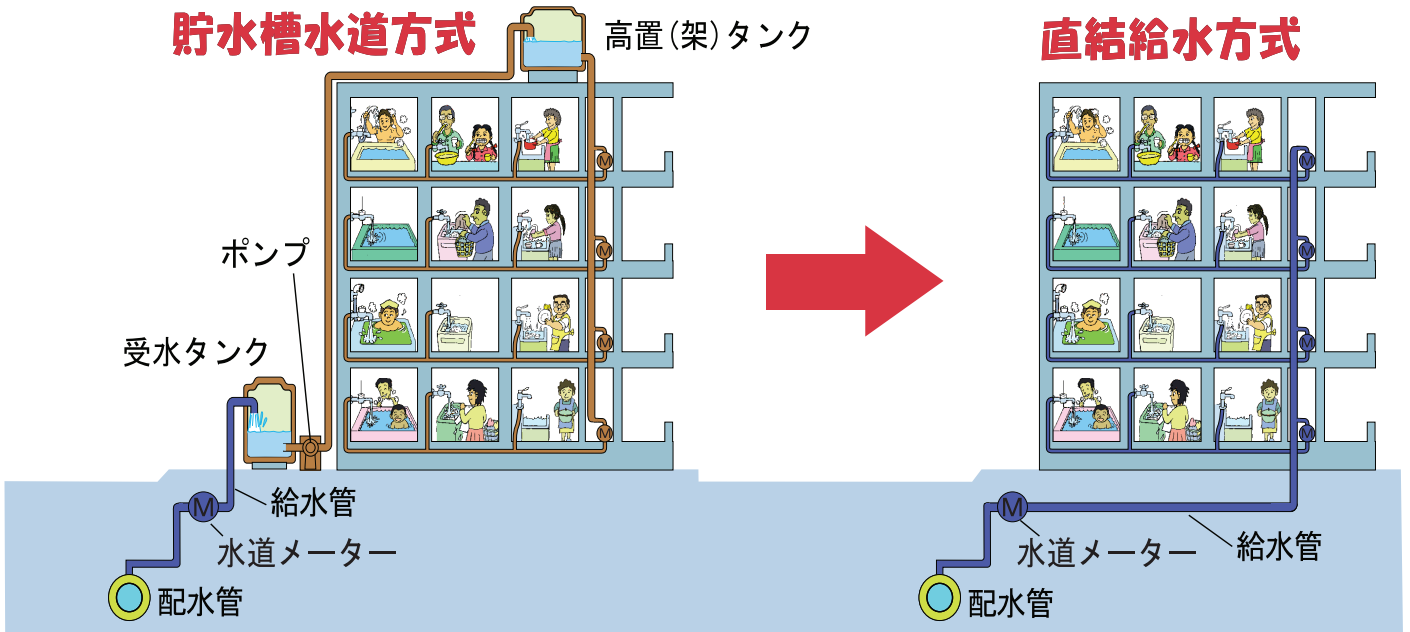


4階直結給水が可能になります

お申し込み
受付中

高知市水道局では、よりいっそう安全でおいしい水をお届けするため、直結給水の対象を「3階まで」から「4階まで」に拡大します。



メリット 受水・高置タンクが不要

- ・清掃などの衛生管理がなくなる。
- ・タンクの設置費用がかからない。
- ・ポンプの動力費が節減される。
- ・設置スペースが有効に利用できる。

条件

- ①給水口の標高(低地区ブロック:20m以下、北部高地区ブロック:60m以下、南部高地区ブロック:55m以下など)
- ②量水器(メーター)の口径が20mm以上
その他、配水池から距離などによって制約がありますので、指定給水装置工事事業者または給水課給水サービス係(821-3245)にお問い合わせください。

手続き

- ①直結給水のご要望者が指定給水装置工事事業者に相談
- ②指定給水装置工事事業者が、「事前協議申請書」を水道局に提出
- ③水道局が対象の建物を審査・検討
- ④条件に適合し、直結給水が可能となれば、水道局が許可
- ⑤工事施行
既存の建物も新築も、手続は同様です。

ご希望の方は… まずお近くの指定給水装置工事事業者にご相談ください。対象の建物の構造や配管等詳しいことがわかってから、申請・審査となります。

水道Q&A ~給水方式について~



直結給水と貯水槽水道はどう違うのですか？

直結給水方式

配水管の水圧を利用して、直接ご家庭の蛇口に水道水を供給する給水方式です。

直接給水することができるため、より安全な水をお届けできます。配水管の水圧が有効利用でき、タンクやポンプの設置が不要となるため経済的で、スペースが有効活用できます。

貯水槽水道方式

配水管からの水道水をいったん受水タンクに貯め、この水をポンプで直接給水したり、屋上などに設けた高置タンクに送り給水する方式です。

タンクによる貯水機能により断水等のときにも水の使用が可能ですが、水がタンクで長く滞留すると水質が悪化する場合があります。またタンクの定期点検や清掃等の維持管理や、送水のためのポンプの電力が必要となります。